

青森県告示第二百七号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）第六条第一項の規定により次のとおり規制を行うので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三村 申吾

一 規制の区域

東津軽郡蓬田村阿弥陀川字江利前沢、字汐干、郷沢字浜田、瀬辺地字瀬辺地山、字田浦、字山田、蓬田字汐越、字宮本

二 規制の期間

令和五年三月二十四日付け青森県告示第二百六号により指定家畜等の移動の禁止区域として指定した日から当該指定の解除日まで

三 規制の内容

- 1 家畜（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥に限る。以下同じ。）の品評会等の家畜を集合させる催物を開催することの禁止
- 2 食鳥処理場又はGPセンターの事業を行うこととの禁止
- 3 ふ卵をすることの禁止